

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

議 会
○宮城県議会会議規則の一部を改正する規則

目 次
ページ
一

議 会

○宮城県議会規則第一号

宮城県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県議会議長 中 村 功

宮城県議会会議規則の一部を改正する規則

宮城県議会会議規則(昭和五十年宮城県議会規則)の一部を次のように改正する。

第十八条中「第百十五条の二」を「第百十五条の三」に改める。

第三十一条第三項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第六十七条中「聞く」を「聴く」に改める。

第七十二条第二項中「第百九条の二第四項」を「第百九条第三項」に改める。

第十七章中第百二十四条を第百三十一条とし、同章を第十八章とする。

第十六章中第百二十三条を第百三十条とし、同章を第十七章とする。

第十五章中第百二十二条を第百二十九条とし、同章を第十六章とする。

第十四章中第百二十一条を第百二十八条とし、第百二十八条から第百二十条までを七条ずつ繰り下げ、同章を第十五章とする。

第十三章中第百十七条を第百二十四条とし、第百十条から第百十六条までを七条ずつ繰り下げる。

第百九条第二項中「第九十七条」を「第百四条」に改め、同条を第百十六条とする。

第十三章を第十四章とする。

第十二章中第百八条を第百十五条とし、第百三条から第百七条までを七条ずつ繰り下げ、同章を第十三章とする。

第十一章中第百二条を第百九条とし、第九十八条から第百一条までを七条ずつ繰り下げ、同章を第十二章とする。

第十章中第百七条を第百四条とし、第九十六条を第百三条とし、同章を第十一章とする。

第九章の次に次の一章を加える。

第十章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第九十六条 会議において公聴会を開こうとするときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第九十七条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第九十八条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮って定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第九十九条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第一百条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

(代理又は文書による意見の陳述)

第一百一条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

(参考人)

第百二条 会議において参考人の出席を求めようとするときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こつとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前三条の規定を準用する。

別表中「(第百二十二条関係)」を「(第百二十九条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七十二条第二項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。